

告 示

埼玉県告示第千五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後
所沢市市民医療センター	開設者変更	藤本 正人	小野 勝俊
コンパス歯科クリニックス 蕨	名 称	コンパスデンタルクリニックス 蕨	コンパス歯科クリニックス 蕨
よすが訪問看護ステーション	所 在 地	四 久喜市南二―七―一	一 久喜市下早見五二四

二 指定施術機関

氏名		変更事項	
北村 雅宏		大熊 秀樹	
施術所		施術所	
所在地	名称	所在地	名称
川越市南台三一一 三一一一〇六	ゆうおう接骨院	狭山市祇園二四一 二一甲田ビルC棟	狭山東口駅前接骨院
所沢市松葉町一一 一四一F	UO接骨院	東京都中野区野方 六一一八一四	クローバー接骨院
			変更後